

# おじゃまします！ 鹿内博市長



笑顔で答える市長

本誌編集部が、鹿内博市長を訪問。ご家庭での様子から青森市長としての思いまでを伺ってきました。

アン夫としての自己評価は？  
市長 50点かなあ。子育ては正直、女房任せ。家事も料理もその。できるのはコーヒーを入れるぐらい（笑）。女房に感謝・感謝です。  
アン 忙しくて時間がなかったというのが現実ですか？  
市長 昔はそれでよかったんですけど、男女共同参画社会基本法ができてから、もうも言えなくなりましてからね（笑）。県の外郭団体に働いて

いたときから、仕事はほぼ土日休みで、夜9時10時まで残業でした。でも、女房にしてみれば言い訳でしょうね（笑）。  
アン カタールの男性講座でも60代以上の多くは自分の下着の場所もわからないし、ご飯も炊いたことがないって。  
市長 それでよかった世代でしょうけど、ただ、同世代でも、中には子育てや家事をしている人もいます（笑）。  
アン 子育てのときに

相談を受けたりは？  
市長 通常の旦那としての相談なら（笑）。  
アン 男女共同参画の視点から、どんな青森市を目指しますか？  
市長 男性と女性もそうですが、子どもと大人、市民と行政、民間と行政、それぞれが共につくっていく青森市でありたい。市民だけではできないこと、あるいは行政だけに求められても困ります。だからそこはお互いのいいところ、あ

を補いあつて、一緒に力をあわせてやっていきたい。  
アン 市民と行政の協働のために何が必要でしょうか？  
市長 今の自分ができること、そしてできないことを、お互いに相手に呼びかけ、提示することだと思えます。「この指とまれ」の方式で、気づいた人にはどんどん提示してほしいですね。  
アン 青森市は男女共同参画都市宣言をしていますね。  
市長 ぜひ、これを実現できる青森のまちであ



りたいと思います。アン お忙しいところありがとうございました。



## 男女共同参画シンボルマーク



これが男女共同参画シンボルマークです。基本法制定10周年を迎えるにあたって、内閣府男女共同参画局が一般公募しました。男女が手を取り合っている様子モチーフで、互いに尊重し合い、共に歩んでいけたらという願いが込められています。

青森市民の意識  
平成20年度の市民意識調査によると、「職場や家庭における男女共同の環境・意識が定着している」の満足度は14.6%。18年度の12.1%と比べ増えているものの、まだ物足りない印象でしょうか。  
もう少し過去を振り返ってみましょう。市が行った男女共同参画に関する意識調査で、「男女平等になっているか」との問いに「なっていない」と答えた女性

全国調査から  
基本法の5つの基本理念\*の進捗状況について、10年前と比較すると「どちらかと言えば前進した」と考える人が最も多いという結果が、内閣府男女共同参画局の調査で出ました（平成21年2月実施）。どの項目も、男性の方が前進していると考えています。  
下のグラフの「固定的性別役割分担意識」を見てみましょう。昭和54年は女性差別撤廃条約採択の年で、日本はまだ批准していません。平成14年は、基本法制定後です。昭和54年に比べ、固定的性別役割分

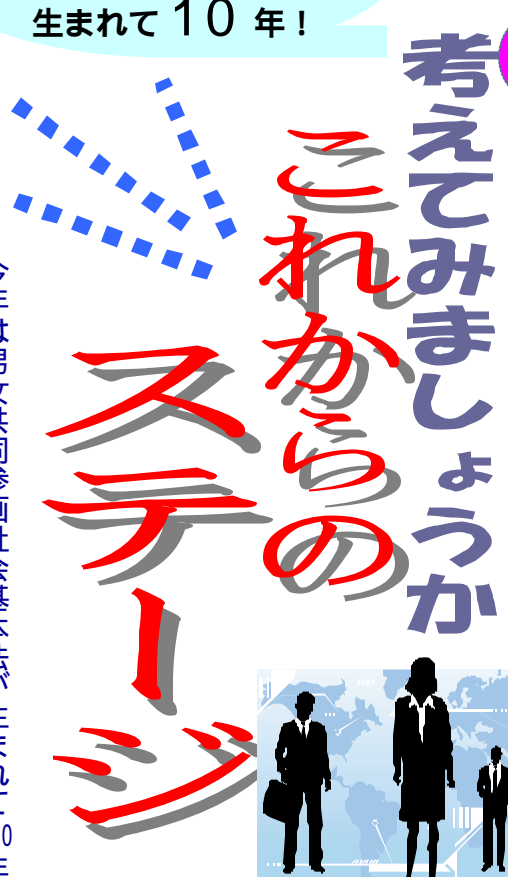
これから  
今後に向けた視点として、「地域における男女共同参画の推進」が重要な取り組みの一つに挙げられています。男女の意識の相違も課題です。  
みなさんは、どう考えますか。10月の男女共同参画都市宣言記念月間では、男女共同参画に関する話し合いの場が設けられます。いろいろな機会に話題にすることによって、「これから」が見えてくるのではないのでしょうか。  
\*5つの基本理念  
「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」

### 「地域における男女共同参画の推進」って、 どういうこと？

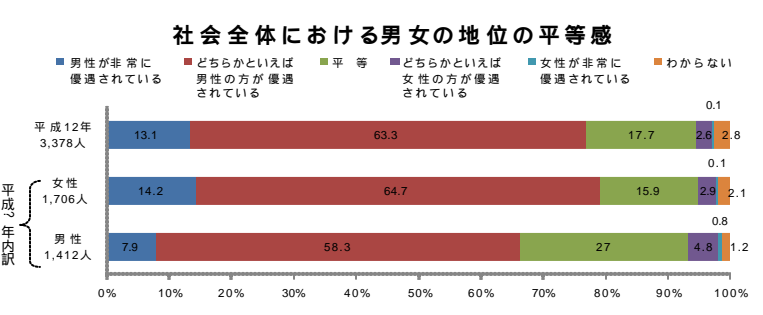
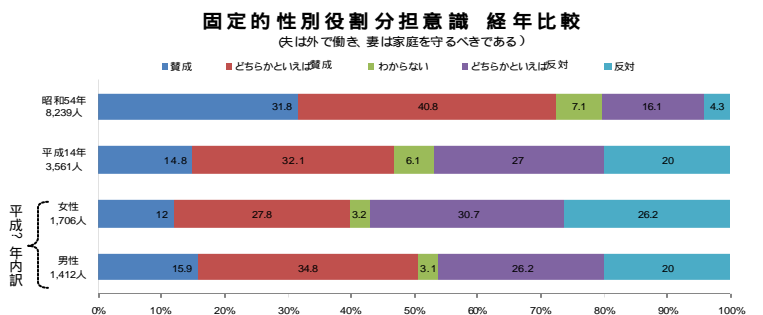
地域の課題はさまざま。そこで、その課題を解決するために、具体的な活動が求められています。行政、企業、地域団体、住民など、いろいろな立場にある人たちが連携・協働して、具体的な活動を展開していくということです。たとえば、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」には意識の改革も、企業の具体的な取り組みも重要です。(詳細は4ページ「ニュースの目」参照)

また、現在、全国には約330の男女共同参画関連施設があります。地域における男女共同参画の推進の拠点として、重要な機能を持つ施設です。青森市のアウガの5階・6階にある青森市男女共同参画プラザ(平成13年1月オープン)もその一つです。市町村の整備率は平成20年4月現在でも14.5%だそうですから、青森市はいち早い取り組みをしたと言えます。これからも、男女共同参画プラザを拠点に、みんなで青森市での男女共同参画の推進を図っていきましょう。

## 男女共同参画社会基本法が 女子差別撤廃条約採択から 30年！



今年は男女共同参画社会基本法が生まれて10年。女子差別撤廃条約採択から30年。内閣府男女共同参画局では、これからの動きとして、「地域における男女共同参画の推進」や「国際的な連携・協働」などを重要な取組みに挙げています。  
基本法ができて人々の意識がどう変わったかを振り返るとともに、「これから」を一緒に考えてみませんか。



備考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月調査)より作成

特集

### 「男女共同参画社会基本法」10年の歩み

- 1999年(平成11年) 「男女共同参画社会基本法」公布、施行
- 2001年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
- 2003年 「少子化社会対策基本法」公布、施行  
「次世代育成支援対策推進法」公布、施行  
「女性のチャレンジ支援策の推進について」(男女共同参画推進本部決定)
- 2004年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
- 2005年 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定  
「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
- 2006年 「男女雇用機会均等法」改正
- 2007年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正  
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
- 2008年(平成20年) 「女子差別撤廃条約実施状況第6回報告」提出  
「女性の参画加速プログラム」(男女共同参画推進本部決定)